

TOKOWAKA-MIE事業共創推進事業運營業務委託 業務仕様書

1 委託業務の目的

本事業では、県内におけるイノベーションを促進し、三重県経済の持続的な発展につなげるために、先進的な技術・ノウハウを持つスタートアップとの連携に向けた県内事業者の機運を広く醸成するとともに、県内事業者による他社との事業共創への具体的な取組を促進することによって、令和4年度に着手し動き出した三重県におけるオープンイノベーションの流れを定着・加速させることをめざす。

本業務委託は、本事業を事務局として運営する業務を委託するものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

TOKOWAKA-MIE事業共創推進事業運營業務委託

(2) 委託期間

契約締結日 から 令和6年3月22日(金)まで

(3) 委託業務の内容

受託者は、三重県(以下「委託者」という。)が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。

ア. 事業の全体調整

- ・事業目的の達成に向けて、事業プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理

イ. ホスト企業(※)の公募・選定

- ・ホスト企業を募集するにあたっての募集要件の作成等。
- ・ホスト企業の応募促進及び県内事業者を対象としたオープンイノベーションの機運醸成等のためのセミナーやワークショップ等の開催
- ・応募者のなかからホスト企業を選定(4者程度)するにあたっての審査やヒアリング等の実施

※ホスト企業

本事業に参加して新たなビジネスの創出や地域課題解決等に取り組む県内事業者。(以下「ホスト企業」という)

ウ. ホスト企業の提案内容の作成支援

- ・イ.により選定されたホスト企業に対してヒアリング(オンラインを含む。)を実施し、ホスト企業のニーズに応じたパートナー企業(※)を募集するにあたり設定する条件や内容(ホスト企業が提供するリソース、求める提案等)の作成

※パートナー企業

ホスト企業に対して、ビジネスプランを提案し、マッチングの相手方となる事

業者。(以下「パートナー企業」という)

エ. パートナー企業の公募・選定

- ・ウ. により作成した条件や内容に基づき、パートナー企業を県内外から効果的な手段により公募
- ・応募者の中からパートナー企業を選定（ホスト企業1者に対し、原則パートナー企業1者）するにあたっての審査やヒアリング等の実施

オ. 伴走支援

- ・ホスト企業とパートナー企業が、エ. の提案内容を基にビジネスプラン等を確立し、実証実験や社会実装をめざすにあたり、協議の場の設定や協議への参加によるアドバイス、進捗状況の確認などの伴走支援

カ. 成果報告会の企画・運営

- ・オ. でホスト企業とパートナー企業が連携して取り組んだ成果を発表する成果報告会の企画、開催及び運営
※開催時期は2月上旬までを想定

キ. 事業の実施体制の確保

- ・委託期間のすべての期間において、円滑な事業の遂行のため、県との連絡調整や事業の進捗管理等を行う総括責任者や担当者の配置

(4) 全体のスケジュール（想定）

令和5年4月	受託者決定
5月	ホスト企業募集開始 オープンイノベーションセミナー/ワークショップ
7月	ホスト企業決定 課題の明確化等のブラッシュアップ
9月	パートナー企業募集開始
10月～	ホスト企業とパートナー企業とのマッチング
10月～	事業共創開始
令和6年1月下旬～2月上旬	成果報告会開催
3月	実績報告書の提出

(5) 全体の共通事項

全体を通して、以下に定める事項に留意すること

- ・感染状況に応じて、Web会議システム等を活用するなど、事業の推進にあたって新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じること。
- ・本事業の実施にあたって、県庁は、三重県での新事業創出を支援する関係機関と本事業の周知等で連携を図るため、事業の進捗にあたっては県庁との情報共有に配慮すること。

3 完成報告書等の成果品作成と納入

受注者は、上記（3）による事業全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影

した写真等の記録を含む)、参加者名簿、アンケート結果、本事業を踏まえた今後の展開に関する所見、その他三重県が指示したものを報告書として作成し、これを三重県に納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は下記のとおりとする。

【納入品】

- ・ 報告書（紙媒体）：1部
- ・ 電子データ：1部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）

4 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施する。

5 委託料の支払方法及び時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

6 変更に関する協議

契約業務の内容及び金額、履行期限等に変更が生じた場合は、委託者と受注者との間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

10 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

11 その他

- (1) 報告書をはじめとする成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。

なお、個人情報の取扱いに関する特記事項の内容並びに個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられているので注意されたい。

- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとする。